



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 2 月 28 日 (月曜日) 号外 第 6 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	訓 令	頁
○押印を求める手続の見直し等のための関係規則 の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		○押印を求める手続の見直し等のための関係訓令 の一部を改正する訓令…………… (人事課) 9	

規 則

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 4 年 2 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 8 号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則

(家畜伝染病予防法施行細則の一部改正)

第 1 条 家畜伝染病予防法施行細則 (昭和 26 年宮崎県規則第 54 号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 号及び別記様式第 3 号中「㊟」を削る。

(道路占用規則の一部改正)

第 2 条 道路占用規則 (昭和 36 年宮崎県規則第 15 号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号から別記様式第 5 号までの規定中「㊟」を削る。

(宮崎県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第 3 条 宮崎県漁港管理条例施行規則 (昭和 38 年宮崎県規則第 32 号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号から別記様式第 10 号までの規定中「㊟」を削る。

(宮崎県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第 4 条 宮崎県看護師等修学資金貸与条例施行規則 (昭和 41 年宮崎県規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号、別記様式第 6 号及び別記様式第 7 号中「㊟」を削る。

(道路管理者以外の者の行う道路工事の承認に関する規則の一部改正)

第 5 条 道路管理者以外の者の行う道路工事の承認に関する規則 (昭和 42 年宮崎県規則第 24 号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「㊟」を削る。

(母子保健法施行細則の一部改正)

第 6 条 母子保健法施行細則 (昭和 42 年宮崎県規則第 41 号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号、別記様式第 3 号及び別記様式第 4 号中「㊟」を削る。

(宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第 7 条 宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 (昭和 45 年宮崎県規則第 30 号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「㊟」を削り、「確認印」を「確認欄」に改め、同様式 (注) を次のように改める。

(注) □ 数追加のみの申込みの場合には、2 の書類だけを添付してください。

別記様式第 7 号の 2 中「㊟」を削り、同様式 (注) 中 3 を削る。

別記様式第 7 号の 4 中「㊟」を削り、同様式の (注) を削る。

別記様式第 8 号中「㊟」を削り、同様式の (注) を削る。

別記様式第 14 号中「㊟」を削り、同様式の (注) を削る。

別記様式第 18 号中「㊟」を削り、同様式の (注) を削る。

別記様式第 21 号中「㊟」を削り、同様式の (注) を削る。

別記様式第 23 号中「㊟」を削り、同様式の (注) を削る。

別記様式第 24 号中「㊟」を削り、同様式の (注) を削る。

別記様式第 25 号中「㊟」を削り、同様式の (注) を削る。

別記様式第27号中「㊟」を削り、同様式の（注）を削る。

別記様式第28号中「㊟」を削り、同様式（注）中3を削り、4を3とする。

別記様式第29号中「㊟」を削り、同様式記入上の注意中（3）を削る。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正）

第8条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和45年宮崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2から別記様式第4まで及び別記様式第6から別記様式第11までの規定中「㊟」を削る。

（宮崎県公害紛争処理条例施行規則の一部改正）

第9条 宮崎県公害紛争処理条例施行規則（昭和45年宮崎県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

（都市計画法施行細則の一部改正）

第10条 都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1、別記様式第3及び別記様式第5中「㊟」を削る。

別記様式第9の2中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

別記様式第9の3中「印」を削る。

別記様式第10、別記様式第12、別記様式第13及び別記様式第15から別記様式第17までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第20中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

別記様式第21から別記様式第23までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第24中「㊟」を削る。

別記様式第25中「㊟」を削る。

（宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第11条 宅地建物取引業法施行細則（昭和47年宮崎県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1から別記様式第3までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第5中「印」を削る。

別記様式第6から別記様式第9までの規定中「㊟」を削る。

（宮崎県犬取締条例施行規則の一部改正）

第12条 宮崎県犬取締条例施行規則（昭和47年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

（漁港漁場整備法施行細則の一部改正）

第13条 漁港漁場整備法施行細則（昭和48年宮崎県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

（宮崎県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部改正）

第14条 宮崎県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和49年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号、別記様式第4号及び別記様式第6号から別記様式第13号までの規定中「㊟」を削る。

（宮崎県優良宅地認定事務施行規則の一部改正）

第15条 宮崎県優良宅地認定事務施行規則（昭和49年宮崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「作成し」を「作成しなければならない」に改め、「、当該設計図の作成者は、これに記名及び押印をしなければならない」を削る。

別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「㊟」を削る。

（宮崎県優良住宅認定事務施行規則の一部改正）

第16条 宮崎県優良住宅認定事務施行規則（昭和49年宮崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

（宮崎県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第17条 宮崎県立自然公園条例施行規則（昭和52年宮崎県規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第32号までの規定及び別記様式第38号中「㊟」を削る。

（土地改良法施行細則の一部改正）

第18条 土地改良法施行細則（昭和53年宮崎県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号までの規定、別記様式第7号、別記様式第8号及び別記様式第10号から別記様式第36号までの規定中「㊟」を削る。

（動物用医薬品等取締細則の一部改正）

第19条 動物用医薬品等取締細則（昭和55年宮崎県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

（化製場等に関する規則の一部改正）

第20条 化製場等に関する規則（昭和59年宮崎県規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第12号までの規定中「㊟」を削る。

(興行場に関する条例施行規則の一部改正)

第21条 興行場に関する条例施行規則(昭和59年宮崎県規則第38号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中「㊟」を削る。

(県立農業大学校規則の一部改正)

第22条 県立農業大学校規則(昭和59年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「㊟」を削る。

別記様式第7号及び別記様式第8号中「印」を削る。

(浄化槽法施行細則の一部改正)

第23条 浄化槽法施行細則(昭和60年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号から別記様式第4号までの規定中「㊟」を削る。

(宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第24条 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年宮崎県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第6号から別記様式第8号までの規定中「㊟」を削る。

(都市公園条例施行規則の一部改正)

第25条 都市公園条例施行規則(昭和61年宮崎県規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第4号から別記様式第10号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第15号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第16号から別記様式第22号までの規定中「㊟」を削る。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第26条 旅館業法施行細則(昭和61年宮崎県規則第35号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中「㊟」を削る。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第27条 公衆浴場法施行細則(昭和61年宮崎県規則第36号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第28条 クリーニング業法施行細則(昭和62年宮崎県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号の3中「印」を削る。

(知事の所轄する社会福祉法人に関する規則の一部改正)

第29条 知事の所轄する社会福祉法人に関する規則(昭和62年宮崎県規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第21号までの規定中「㊟」を削る。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第30条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年宮崎県規則第39号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第12号までの規定中「㊟」を削る。

(宮崎県林業技術センター管理規則の一部改正)

第31条 宮崎県林業技術センター管理規則(平成4年宮崎県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第4号から別記様式第9号までの規定中「㊟」を削る。

(宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部改正)

第32条 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則(平成4年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第6号及び別記様式第7号中「㊟」を削る。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第33条 身体障害者福祉法施行細則(平成5年宮崎県規則第29号の2)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

別記様式第5号中「㊟」及び「印」を削る。

別記様式第7号中「㊟」を削る。

別記様式第8号中「㊟」及び「印」を削る。

別記様式第9号及び別記様式第10号中「印」を削る。

(県立芸術劇場管理規則の一部改正)

第34条 県立芸術劇場管理規則(平成5年宮崎県規則第47号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中「㊟」を削る。

(知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正)

第35条 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成6年宮崎県規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第22号まで及び別記様式第24号から別記様式第26号までの規定中「㊟」を削る。

(電線共同溝占用規則の一部改正)

第36条 電線共同溝占用規則（平成8年宮崎県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

（県立高等水産研修所規則の一部改正）

第37条 県立高等水産研修所規則（平成9年宮崎県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「㊟」を削る。

別記様式第8号中「㊟」を削り、同様式（注）を次のように改める。

注 利用する施設及び利用目的については、該当する全ての項目にチェックを入れること。

別記様式第11号中「㊟」を削る。

（宮崎県農業科学公園管理規則の一部改正）

第38条 宮崎県農業科学公園管理規則（平成9年宮崎県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号及び別記様式第9号中「㊟」を削る。

（指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第39条 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年宮崎県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

別記様式第2号中「名 称 印」を「名 称」に改める。

別記様式第2号の2及び別記様式第3号中「㊟」を削る。

別記様式第4号から別記様式第5号の2までの規定中「印」を削る。

別記様式第6号から別記様式第13号までの規定中「㊟」を削る。

（国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則の一部改正）

第40条 国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則（平成12年宮崎県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

（獣医療法施行細則の一部改正）

第41条 獣医療法施行細則（平成12年宮崎県規則第94号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

（理容師法施行細則の一部改正）

第42条 理容師法施行細則（平成12年宮崎県規則第102号）の一部を次のように改正する。

「

同 意 者			
住 所	氏 名	被相続人との続柄	印

を

別記様式第7号中

を

「

同 意 者		
住 所	氏 名	被相続人との続柄

」

に、「記名押印する」を「記名する」に改める。

（美容師法施行細則の一部改正）

第43条 美容師法施行細則（平成12年宮崎県規則第103号）の一部を次のように改正する。

「

同 意 者	

」

別記様式第7号中

住 所	氏 名	被相続人との続柄	印

を

「

同 意 者			
住 所	氏 名	被相続人との続柄	

に、「記名押印する」を「記名する」に改める。

」

(宮崎県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

第44条 宮崎県中小企業高度化資金貸付規則(平成12年宮崎県規則第130号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第7号までの規定中「㊟」を削る。

(水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第45条 水産業協同組合法施行細則(平成13年宮崎県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第19号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第20号中「㊟」を削る。

別記様式第21号から別記様式第27号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第28号中「㊟」を削る。

別記様式第29号から別記様式第33号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第34号から別記様式第39号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第40号から別記様式第49号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第50号中「㊟」及び「㊟」を削る。

別記様式第51号中「㊟」を削る。

別記様式第52号中「㊟」及び「㊟」を削る。

別記様式第53号及び別記様式第54号中「㊟」を削る。

(宮崎県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正)

第46条 宮崎県動物の愛護及び管理に関する規則(平成14年宮崎県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

(宮崎県砂防指定地管理条例施行規則の一部改正)

第47条 宮崎県砂防指定地管理条例施行規則(平成15年宮崎県規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第7号までの規定、別記様式第9号及び別記様式第10号中「㊟」を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第48条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成15年宮崎県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「印」を削る。

別記様式第4号中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記様式第5号中「氏 名 印」を「氏 名 」に改め

る。

別記様式第6号から別記様式第7号の2の2までの規定中「印」を削る。

別記様式第8号中「代表者の氏名 印」を「代表者の氏名 」に改める。

別記様式第9号から別記様式第12号までの規定中「印」を削る。

別記様式第21号中「代表者の氏名 印」を「代表者の氏名 」に改める。

別記様式第24号中「印」を削る。

別記様式第25号中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記様式第26号から別記様式第28号までの規定、別記様式第30号及び別記様式第31号中「印」を削る。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第49条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成16年宮崎県規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とする。

別記様式第3号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第4号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第6号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第7号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第8号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第9号中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 特定開発行為者の地位を承継したことを証する書類を添付すること。

(と畜場法施行細則の一部改正)

第50条 と畜場法施行細則(平成17年宮崎県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第12号までの規定中「㊟」を削る。

(県立青島亜熱帯植物園管理規則の一部改正)

第51条 県立青島亜熱帯植物園管理規則(平成17年宮崎県規則第79号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、同様式の(注)を削る。

別記様式第4号中「㊟」を削る。

(宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則の一部改正)

第52条 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則(平成17年宮崎県規則第83号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号から別記様式第9号までの規定中「㊟」を削る。

(宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第53条 宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成18年宮崎県規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第3号中「㊟」を削り、同様式の注を削る。

別記様式第5号中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第6号中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 「繁殖させた個体の譲渡しの形態」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

別記様式第7号中「㊟」を削り、同様式の注を削る。

別記様式第8号中「㊟」を削り、同様式の注を削る。

別記様式第9号中「㊟」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とする。

別記様式第10号中「㊟」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とする。

別記様式第11号中「㊟」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とする。

別記様式第12号中「㊟」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第14号中「㊟」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記様式第15号中「㊟」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とする。

(医療法施行細則の一部改正)

第54条 医療法施行細則(平成18年宮崎県規則第50号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第17号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第18号中「印」を削る。

別記様式第19号から別記様式第38号まで及び別記様式第40号から別記様式第54号までの規定中「㊟」を削る。

(宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第55条 宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則(平成18年宮崎県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「印」を削る。

別記様式第7号から別記様式第10号までの規定、別記様式第12号及び別記様式第13号中「㊟」を削る。

別記様式第14号中「開設者又は管理者 ㊟」を「開設者又は管理者(事務担当者氏名)」に改め、同様式に(注)とし

て次のように加える。

(注)

- 1 記載内容の確認のため、医療機関等に問い合わせる場合があります。
- 2 医療機関等の開設者又は管理者に無断で作成又は改変等を行ったときには、医療機関等の開設者又は管理者の押印がない場合でも、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪が成立するおそれがあります。

別記様式第15号中「㊟」を削る。

(宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部改正)

第56条 宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則(平成18年宮崎県規則第75号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第2号中「㊟」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第3号中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 連携施設の場合は、届出者、施設の名称等をそれぞれ記入すること。

別記様式第4号中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 連携施設の場合は、届出者、施設の名称等をそれぞれ記入すること。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第57条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年宮崎県規則第83号)の一部を次のように改正する。

別記様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考中7を削る。

別記様式第10号中「医師氏名(自署又は記名押印) _____」を「医師氏名 _____」に改める。

別記様式第14号から別記様式第16号(その3)までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第17号中「㊟」を削り、同様式備考中3を削る。

別記様式第18号(その1)から別記様式第19号(その3)までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第20号中「㊟」を削り、同様式備考中3を削る。

(宮崎県建設技術センター管理規則の一部改正)

第58条 宮崎県建設技術センター管理規則(平成21年宮崎県規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、同様式の(注)を削る。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「㊟」を削る。

(宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則の一部改正)

第59条 宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則(平成24年宮崎県規則第57号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名 _____ 印」を「氏名 _____」に、「氏名 _____ 印」を「氏名 _____」に、「係員印」を「担当者氏名」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第2号中「氏名 _____ 印」を「氏名 _____」に、「係員印」を「担当者氏名」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第4号中「氏名 _____ 印」を「氏名 _____」に、「氏名 _____ 印」を「氏名 _____」に、「係員印」を「担当者氏名」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第5号中「氏名 _____ 印」を「氏名 _____」に、「係員印」を「担当者氏名」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第6号中「氏名 _____ 印」を「氏名 _____」に、「係員印」を「担当者氏名」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

(宮崎県水源地域保全条例施行規則の一部改正)

第60条 宮崎県水源地域保全条例施行規則(平成26年宮崎県規則第30号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「印」を削る。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第61条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成26年宮崎県規則第32号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊟」を削る。

別記様式第9号中「㊟」及び「署名」を削り、同様式記載上の留意事項中2を削り、3を2とする。

別記様式第10号中「㊟」及び「署名」を削り、同様式記載上の留意事項中7を削り、8を7とし、9を8とし、10を9とし、11を10とする。

別記様式第11号中「㊟」及び「署名」を削り、同様式記載上の留意事項中7及び8を削り、9を7とし、10を8とし、11を9とし、12を10とする。

別記様式第12号中「㊟」を削る。

別記様式第13号中「㊟」及び「署名」を削り、同様式記載上の留意事項を次のように改める。

記 載 上 の 留 意 事 項

〔 〕内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条の規定による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要はない。

別記様式第14号中「㊟」及び「署名」を削り、同様式記載上の留意事項中6及び7を削り、8を6とし、9を7とする。

別記様式第15号中「㊟」及び「署名」を削り、同様式記載上の留意事項中10を削り、11を10とする。

別記様式第16号中「㊟」及び「署名」を削り、同様式記載上の留意事項中10を削り、11を10とする。

別記様式第17号中「㊟」及び「署名」を削り、同様式記載上の留意事項中10を削り、11を10とする。

別記様式第19号から別記様式第21号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第22号中

フリガナ	〔 〕	印
氏 名		

 を

フリガナ	〔 〕
氏 名	

 に、

「

氏 名	〔 〕	印
-----	-----	---

」を「

氏 名	〔 〕
-----	-----

」に改める。

別記様式第23号中「医師氏名（自署または記名捺印）〔 〕」を「医 師 氏 名 〔 〕」に改める。

別記様式第25号中「氏 名 〔 〕 印」を「氏 名 〔 〕」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第62条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削り、同様式の（注）を削る。

別記様式第2号中「印」を削り、同様式の（注）を削る。

（宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部改正）

第63条 宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則（平成26年宮崎県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第6号までの規定及び別記様式第8号中「㊟」を削る。

（宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則の一部改正）

第64条 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則（平成31年宮崎県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

「開設者又は 専門研修プログラム統括責任者氏名		「開設者又は 専門研修プログラム統括責任者氏名 （事務担当者氏名）」
----------------------------	--	--

 を

「開設者又は 専門研修プログラム統括責任者氏名		「開設者又は 専門研修プログラム統括責任者氏名 （事務担当者氏名）」
----------------------------	--	--

 に改め

、同様式に（注）として次のように加える。

（注）

- 1 記載内容の確認のため、医療機関等に問い合わせる場合があります。
- 2 開設者又は専門研修プログラム統括責任者に無断で作成又は改変等を行ったときには、開設者又は専門研修プログラム統括責任者の押印がない場合でも、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪が成立するおそれがあります。

別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第8号中「氏名 ㊟」を「氏名 〔 〕」に、

「開設者又は
専門研修プログラム統括責任者氏名 ㊟」を「開設者又は
専門研修プログラム統括責任者氏名 〔 〕」に改め、同様式に（注）と

して次のように加える。

（注）

- 1 記載内容の確認のため、医療機関等に問い合わせる場合があります。
- 2 開設者又は専門研修プログラム統括責任者に無断で作成又は改変等を行ったときには、開設者又は専門研修プログラム統括責任者の押印がない場合でも、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪が成立するおそれがあります。

別記様式第9号から別記様式第12号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第13号中「開設者又は管理者 ㊟」を「開設者又は管理者 〔 〕」に改め、同様式に（注）として

て次のように加える。

(注)

- 1 記載内容の確認のため、医療機関等に問い合わせる場合があります。
- 2 医療機関等の開設者又は管理者に無断で作成又は改変等を行ったときには、医療機関等の開設者又は管理者の押印がない場合でも、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪が成立するおそれがあります。

別記様式第14号中「㊟」を削る。

(地方卸売市場の認定等に関する規則の一部改正)

第65条 地方卸売市場の認定等に関する規則(令和2年宮崎県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号から別記様式第7号までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

訓 令

押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年2月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

訓令第1号

本 庁
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の一部を改正する訓令

(宮崎県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第1条 宮崎県職員安全衛生管理規程(昭和62年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊟」を削る。

(宮崎県職員服務規程の一部改正)

第2条 宮崎県職員服務規程(平成18年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項を削る。

第10条第1項中「オンラインシステム」を「人事給与オンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)」に改める。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

別記様式第3号(その1)から別記様式第3号(その4)までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第4号中	「	届 月 日 届者印	を	「	届 月 日	に、	「	申請月日 申請者印	を	「	申 請 月 日	」
	月 日	月 日		月 日	月 日							
	月 日	月 日		月 日	月 日							
	月 日	月 日		月 日	月 日							
	月 日	月 日		月 日	月 日							
	月 日	月 日		月 日	月 日							
	月 日	月 日		月 日	月 日							
	月 日	月 日		月 日	月 日							

に改める。

別記様式第 5 号中「㊟」を削る。

別記様式第 6 号中「㊦」を削る。

別記様式第 7 号から別記様式第 9 号までの規定中「㊟」を削る。

（県有自動車等による事故処理規程の一部改正）

第 3 条 県有自動車等による事故処理規程（平成19年訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中 「

主管課	長	印
-----	---	---

」 を 「

主管課	
-----	--

」 に、

「

上記のとおり報告します。 物品管理調達課長 殿 年 月 日 所属長の職・氏名 印

」 を

「

上記のとおり報告します。 物品管理調達課長 殿 年 月 日 所属長
--

」 に改める。

別記様式第 3 号中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公表の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の各訓令の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。